

刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書

性犯罪は「魂の殺人」と言われるように、被害者の人権を著しく侵害し、その後の人生に大きな爪痕を残す重大な犯罪です。2017年6月の法改正において、110年ぶりに性犯罪に関する規定の見直しが行われたことは大きな進歩です。しかし、衆参両院での付帯決議では、いくつかの課題が残ることが指摘されました。

改正法の附則による施行後3年を目途とした見直しにあたり、法務省では2020年6月から「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催されました。現在はその検討会の報告書を踏まえ、法制審議会で10項目にわたり議論がされています。

すべての項目において、被害者の視点に立った適正な改正を求めるところですが、特にコロナ禍において増加が懸念されている子どもの被害者救済は喫緊の課題です。

子どもの人権を守る観点から、性交同意年齢の引き上げは重要な論点です。「13歳以上」という現在の規定は国際基準よりも低く、十分な性教育も受けていない年齢期で自身の身に起きたことを説明し、「暴行・脅迫があったこと」や「どの程度抵抗したか」等を立証することは非常に困難なことです。国連は2008年に日本に対し、性的同意年齢の引き上げを勧告する所見を採択しています。

また、子どもという弱い立場につけこみ「地位・関係性」を利用した性犯罪を罰する類型の新設や、SNS等を通じて性交・わいせつな行為をする目的で若年層を懐柔する「グルーミング」において罰する罪の新設については検討項目となっておりますが、加えて被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪を位置づけることも必要と考えます。

よって日野市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を特に要望します。

1. 性交同意年齢の引き上げの検討
2. 監護者性交等罪の「現に監護する者」の範囲や適用範囲の見直しの検討
3. 被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪の規定の検討

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月8日

日 野 市 議 会